

国民健康保険料の納め忘れにご注意ください

11月は
国保月間



ちこちゃん



病気やけがをしたときに使う国民健康保険被保険者証（保険証）。医療費は、保険証を使うことで医療機関に支払う自己負担が2～3割になり、残りの7～8割分は八千代市国民健康保険（国保）が負担しています。

加入者の皆さんが納める国民健康保険料（国保料）は大切な財源です。納め忘れに注意してください。

国保料の納付は口座振替で

国保料の納付方法には、二つの方法があります。普通徴収では口座振替または納付書で支払い、特別徴収では年金から天引きします。普通徴収は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。

次の三つの方法で申し込みできます。

1. 簡単便利で届出印不要の「ペイジー口座振替受付サービス」

口座振替を希望する人は、本人名義のキャッシュカードと運転免許証など顔写真付きの身分証明書を持ち、市役所か支所の窓口へ。

2. 来庁不要の「Web口座振替受付サービス」

市ホームページを通じて、委託先のシステム会社のサイトから申し込みます。手元に通帳・キャッシュカードなど、金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるものを用意してから手続きしてください。

八千代市Web口座振替 [検索](#)

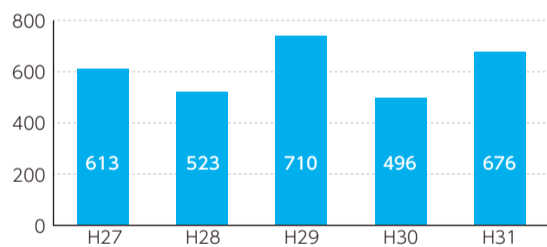
3. 「口座振替依頼書」による申し込み

通帳・届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、市役所、支所・連絡所で手続きしてください。

滞納処分を強化しています

国保料を完納している世帯との公平性を保つため、滞納処分を強化しています。

■差押件数の推移



滞納している世帯には、財産調査を行います。その結果、納付できるだけの財産があることがわかった場合は、差し押さえなどの滞納処分を行います。

市では、納付に関する相談を行っています。納付相談員が未納世帯の訪問もしていますので、支払いが困難な場合はご相談ください。毎月最終日曜日には、市役所で休日納付相談を行っています。日時が変わることもありますので、事前に市ホームページや広報やちよで確認してください。

国保料には軽減措置があります

国保料には、均等割・平等割・所得割があり、所得が少ない世帯には均等割・平等割を軽減する制度があります。軽減を受けるためには、公的年金以外の収入について、世帯主と被保険者の申告が必要です。収入が少ない人も市県民税の申告を行ってください。

世帯主の所得は、国保に加入していない場合でも加算します。

■国保料の軽減

軽減割合	世帯の前年の総所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下
2割	33万円+(52万円×被保険者数)以下

健康保険に加入したら国保をやめる手続きを忘れずに

社会保険など、新しく別の健康保険に加入した人は、国保を離脱する届け出が必要です。新しく加入した健康保険の保険証と国保の保険証を持って市役所か支所・連絡所で手続きしてください。

届け出によって国保料を再計算し、納め過ぎた分があれば返金（還付）します。ただし、再計算は、前々年度（届け出の時期によっては前年度）までしかできませんので、それ以前については、国保に加入していない期間でも国保料を払うこととなりますので注意してください。

郵送でも手続きできます。市ホームページから届出書をダウンロードし、必要事項を記入して、新しい健康保険証のコピーと国保の保険証を国保年金課へ提出してください。

「ポリファーマシー」を防ぎましょう

多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態を「ポリファーマシー」といいます。単に服用する薬の数が多いことではありません。

■日ごろから注意しておくことは？

- 薬を飲んでいて、「なにか変だな」「いつもと違う」と感じる症状があったら、必ず医師や薬剤師に相談してください。勝手に薬をやめたり、減らしたりするのはよくありません。
- 日ごろから、かかりつけ医師や薬剤師を持って、処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。
- お薬手帳は1冊にまとめましょう。

お問い合わせは
国保年金課
資格・給付班 ☎421-6742
保険料班 ☎421-6743

やちよ情報メールに登録を
やちよ情報メールは、登録したメールアドレスに、防災・防犯・環境・火災・徘徊高齢者等・健康・市政・イベントの情報を配信するサービスです。無料（通信料は利用者負担）。下のコードをスマホなどで読み取るか、yachiyoyo@sg-m.jpへ空メールを送って登録できます。

(広報広聴課) 421-6704



(消費生活センター) 483-1151

一人で悩まず、まずは相談
大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を
『泣き寝入りは超いやや（188）！』
で覚えてね



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使っただけがしてしまった」「お試し購入のものが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか。
また「塾や習い事で教室が閉鎖になっていた月の月謝を返金してほしい」「感染予防等を理由に結婚式場をキャンセルしたところ、キャンセル料を請求された」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや、「台風で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか。
そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

消費者ホットライン188にご相談を

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。
「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使っただけがしてしまった」「お試し購入のものが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか。
また「塾や習い事で教室が閉鎖になっていた月の月謝を返金してほしい」「感染予防等を理由に結婚式場をキャンセルしたところ、キャンセル料を請求された」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや、「台風で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか。
そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

- 介護保険料/長寿支援課資格・徴収班 ☎(421)6733 (国保年金課)
- 国民健康保険料/国保年金課保険料班 ☎(421)6743
- 後期高齢者医療保険料/国保年金課高齢者医療班 ☎(421)6745

各保険料の納付済確認書を1月下旬に送付

3年1月下旬に以下の納付済確認書を送ります。年末調整などで事前に必要な人は各担当課へ連絡してください。